

佐賀県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月二十日から平成二十一年十二月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員
県道 唐津呼子線	唐津市唐房三丁目四六一八番一地从先から 唐津市浦字前田五五一九番地先まで	後 八四・四 八・二
	唐津市唐房三丁目四六一八番一地从先から 唐津市浦字前田五五一九番地先まで	前 九・二 六・六
		変更前後の別
		幅員
		メートル
		延長
		メートル